

(様式) 外部発注仕様書 (202504)

令和7年度

高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業

(地層処分施設施工・操業技術確証試験)

のうち

埋戻し材の材料特性データの取得

仕様書

2025年6月

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター

# 目次

1 総則.....	1
1.1 適用範囲.....	1
1.2 定義.....	1
1.3 監理員.....	1
1.4 総括責任者及び総括責任者代行.....	2
1.5 業務調査.....	2
1.6 業務実施の要求事項.....	2
1.6.1 品質マネジメントに関する要求.....	2
1.6.2 研究開発データの管理に関する要求.....	3
1.6.3 研究不正行為の防止に関する要求.....	4
1.6.4 研究費不正の防止に関する要求.....	4
1.6.5 情報セキュリティ対策に関する要求.....	5
1.6.6 災害時等の対応に関する要求.....	5
1.7 業務の促進.....	5
2 業務内容.....	6
2.1 背景及び目的.....	6
2.2 実施内容.....	6
2.3 納入先.....	8
2.4 監理員.....	8
2.5 担当部署.....	8
2.6 実施期限.....	8
2.7 提出文書類.....	8
2.8 その他.....	8

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

本仕様書は、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター（以下「当センター」という。）が経済産業省資源エネルギー庁から受託して実施する、「令和7年度高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業（地層処分施設施工・操業技術確証試験）」（以下「本事業」という。）のうち「埋戻し材の材料特性データの取得」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 1.2 定義

本書で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

#### (1) 担当部署

当センターにおいて外部発注業務を管理する部署をいう。

#### (2) 監理員

当センターにおいて外部発注仕様書に定める外部発注業務の管理を行う職員をいう。

#### (3) 業務種別

外部発注業務の種別であり、業務の内容に応じて下表のように区分する。

業務種別	定義	新たなデータ取得の有無
種別①：研究開発業務（データの取得あり）	試験、測定、解析、各種調査（アンケート調査、インタビュー調査、観察調査等）等により、新たにデータの取得を行い、それから知識の創造を行う業務をいう。	あり
種別②：研究開発業務（データの取得なし）	既存のデータ、技術情報等の収集を行い、それから知識の創造を行う業務をいう。	なし
種別③：試験・測定・解析・調査業務	試験・測定・解析、各種調査等により、新たにデータ取得の作業を行う業務をいう（知識の創造の一部）。	あり
種別④：工事・輸送・製作業務	外部発注仕様書・設計図書等に基づき、工事、輸送、製作等の作業を行う業務をいう。	なし
種別⑤：情報調査業務	既存の情報を収集し、整理、加工等の作業を行う業務をいう。	なし

#### (4) 研究開発データ

上記の業務種別において新たなデータの取得が計画される業務において、試験、測定、解析、各種調査（アンケート調査、インタビュー調査、観察調査等）等により取得するデータ（以下「データ」という。）をいう。

### 1.3 監理員

監理員は、本業務の契約書、仕様書等に記載する事項を適正、円滑、かつ安全に実施するため、

請負人に対し次の事項を行う。

- (1) 仕様書についての疑義の解明
- (2) 契約書、仕様書、業務実施計画書及び仕様書に基づき提出した文書及び関係諸法規等に示されている内容に従い実施されていることの管理
- (3) 業務上必要な指示又は助言
- (4) 関連箇所との必要な連絡及び調整
- (5) 成果品の検査
- (6) 請負人からの提出文書類の受付処理
- (7) その他管理上必要な処理

#### 1.4 総括責任者及び総括責任者代行

- (1) 請負人は、本業務の実施に当たり総括責任者及びその代行者（以下「総括責任者代行」という。）を置くこととする。
- (2) 総括責任者及び総括責任者代行の氏名、所属部署、役職を業務実施計画書に記載することとする。

#### 1.5 業務調査

請負人は、本業務の契約書、仕様書、業務実施計画書及び仕様書に基づき提出した文書並びに関係諸法規等に示されている内容に従い業務が適切に実施されていることを、当センターが調査（以下「業務調査」という。）する場合には、協力しなければならない。なお、業務調査の実施に当たっては、当センターは事前に調査日程、調査内容等を請負人と協議することとする。また、業務調査の一環として、当センターが上記の実施状況の請負人による自己診断等を依頼する場合には、協力しなければならない。

#### 1.6 業務実施の要求事項

本業務では、以下の要求事項を適用する。

##### 1.6.1 品質マネジメントに関する要求（要求対象：業務種別①②③④⑤）

- (1) 「品質マニュアル相当文書」の提出

請負人は、「ISO9001:2015 7.5.1 b) 品質マネジメントシステムの有効性のために必要な文書」に相当する文書（以下「品質マニュアル相当文書」という。）を提出し、ISO9001:2015等の適切な品質マネジメントの下で本業務を実施することとする。ただし、品質マニュアル相当文書が提出できない理由があり、ISO9001:2015の認証を受けている請負人は、認証登録証明書、登録証などの有効な認証を受けていることを証する書類の写しと品質マニュアル相当文書の表紙・目次の写しの提出とでこれに代替することができる。

- (2) 「業務実施計画書」の提出

請負人は、本業務の着手に先立ち、以下の事項を記載した「ISO9001:2015 8.1 運用の計画」に相当する計画書（以下「業務実施計画書」という。）を提出し、監理員の承認を受けることと

する。なお、「ISO9001:2015 8.3 製品及びサービスの設計・開発」の「設計・開発」に該当する業務を含む場合には、(カ)の業務工程に、レビュー、検証等の実施時期を記載し、その注記としてレビュー、検証等の実施項目、実施方法、実施内容等を記載することとする。

(ア) 仕様書の実施内容を明確化した業務実施内容

(イ) 総括責任者及び総括責任者代行

(ウ) 業務実施体制（再外部発注先を含む。）及び業務分担

注) 再外部発注先には、印刷などの軽微な業務を行う者は含まない。

(エ) 業務従事者一覧（実施体制図）

業務に従事する者（総括責任者及び総括責任者代行を含む）の所属部署、役職及び実施する担当業務の一覧（実施体制図）。

(オ) 再外注先一覧

名称、住所、再外注業務の内容及び主な業務実施場所の一覧。

(カ) 業務工程

(キ) 再外部発注の管理方法

(ク) 成果物の合否判定基準・方法

(3) 業務に従事する全ての者に関する職務経歴書の提出

請負人は、「業務実施計画書」に記載した全ての業務従事者注)について、職務経歴書（様式1による）を提出するものとする。

注) 後述「2 業務内容」の実施に係わる者に限る。

(4) 品質マネジメント実施体制の提出

請負人は、品質マネジメント実施体制（再外注先を含む。）を文書（以下「品質マネジメント実施体制」という。）で提出し、監理員の承認を受けることとする。なお、この実施体制の根拠となった規程、細則などの文書名を記載すること。

注) 「品質マネジメント実施体制」は、業務実施計画書に組み込んでもよい。

### 1.6.2 研究開発データの管理に関する要求（要求対象：業務種別①③）

請負人は、研究開発の品質と公正を担保するため、本業務で取得する研究開発データ（試験、測定、解析等により取得するデータをいう。以下同じ。）について、以下のとおり管理することとする。

(1) 研究開発データのトレーサビリティ管理

請負人は、本業務の研究開発データのトレーサビリティを確保するため、研究開発データの一意的識別（特定の履歴、所在など追跡すべき一つの源の識別）を管理することとし、その方法を文書（以下「研究開発データのトレーサビリティ管理方法」という。）で提出し、監理員の承認を受けることとする。なお、このトレーサビリティ管理方法の根拠となった規程、細則などの文書名を記載すること。

注) 「研究開発データのトレーサビリティ管理方法」は、業務実施計画書に組み込んでもよい。

(2) 研究開発データの保管

請負人は、研究成果のトレーサビリティを確保するために必要な電子化（電磁化）された研

究開発データを一連の研究の終了後 5 年間以上保管すること。また、電子化されていない研究開発データについては、少なくとも一連の研究が終了するまで保管することとする。詳細は、監理員と協議し、研究開発データ管理表に記載することとする。

注) 一連の研究とは、研究内容が継続している研究をいい、契約件名などが変更されていても、研究内容が継続していれば一連の研究となる。一連の研究とするかは、監理員と協議すること。

注) ここに示した研究開発データの保管期間は、最も短い年数を示したものである。保管年数の決定に当たっては、監理員と協議し、決定した保管年数を研究開発データ管理表に記入すること。

注) 研究不正行為の防止においては、研究等の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するためには、論文等刊行後 10 年間の研究開発データ等の保管が推奨されている。

### (3) 研究開発データ管理表の維持

請負人は、研究開発データ管理表(様式 2 による)の作成(計画時)及び更新並びに確定(成果品納入時)を行い、監理員の承認を受けることとする。「研究開発データ管理表」の作成に当たっては、記載事項を監理員と協議することとする。また、研究開発データの保管期間中に、管理者、保管場所等の変更などがあった場合は、これらを反映した研究開発データ管理表を提出するものとする。

### 1.6.3 研究不正行為の防止に関する要求(要求対象:業務種別①②③)

請負人は、研究不正行為(ねつ造、改ざん、盗用をいう。以下同じ。)の十分な抑止機能を備えた体制を整備し、本業務において運用することとする。また、その実施体制を文書(以下「研究不正行為防止実施体制」という。)で提出し、監理員の承認を受けることとする。なお、この実施体制の根拠となった規程、細則などの文書名を記載すること。

注)「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(経済産業省:平成 19 年 12 月 26 日)に基づくこと(日付は、固有名詞としての記載であり、改正最新版を参照すること。)

注)「研究不正行為防止実施体制」は、業務実施計画書に組み込んでもよい。また、1.6.4 の文書と統合して提出することもできる。

### 1.6.4 研究費不正の防止に関する要求(要求対象:業務種別①②③④⑤)

請負人は、研究費不正の十分な抑止機能を備えた体制を整備し、本業務において運用することとする。また、その実施体制を文書(以下「研究費不正防止実施体制」という。)で提出し、監理員の承認を受けることとする。なお、この実施体制の根拠となった規程、細則などの文書名を記載すること。

注)「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(経済産業省:平成 20 年 12 月 3 日)に基づくこと(日付は、固有名詞としての記載であり、改正最新版を参照すること。)

注)「研究費不正防止実施体制」は、業務実施計画書に組み込んでもよい。また、1.6.3 の文書と統合して提出することもできる。

### 1.6.5 情報セキュリティ対策に関する要求（要求対象：業務種別①②③④⑤）

請負人は、漏えい、改ざん防止など情報セキュリティを確保するための体制を整備し、本業務において運用することとする。また、その実施体制を文書（以下「情報セキュリティ実施体制」という。）で提出し、監理員の承認を受けることとする。なお、この実施体制の根拠となった規程、細則などの文書名を記載すること。

注）「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（当該年度の最新版）、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」（平成 18 年 3 月 31 日）及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」（平成 18 年 3 月 31 日）に基づくこと（日付は、固有名詞としての記載であり、改正最新版を参照すること。）。

注）「情報セキュリティ実施体制」は、業務実施計画書に組み込んでもよい。

### 1.6.6 災害時等の対応に関する要求（要求対象：業務種別①②③④⑤）

請負人は、地震の発生、新型感染症の流行等による災害時等においても、本業務の事業継続（重要業務を中断しないこと、中断しても可能な限り短期間で業務を再開すること）を行うための体制を整備し、運用することとする。また、その実施体制（緊急時の連絡体制を含む。）を文書（以下「災害時等対応の実施体制」という。）で提出し、監理員の承認を受けることとする。

注）「災害時等対応の実施体制」は、業務実施計画書に組み込んでもよい。

## 1.7 業務の促進

- (1) 請負人は、業務遅延のおそれがあると認めるときは、直ちにその詳細を当センター又は監理員に報告し、その指示を受け適切な措置をとることとする。
- (2) 当センターは、業務遅延のおそれがあると認めるとき、又は請負人からの前項の報告を受けたときは、請負人に対し請負人の負担において、実施方法の変更、使用人又は作業員の増員を要求することができる。
- (3) 当センター及び請負人は、次の各号に該当すると認めるときは、理由を明示して実施の方法又は工程等の変更を行うことができる。
  - ① 当センター業務遂行に支障があると認められたとき
  - ② 本業務の成果に支障をきたすと認められたとき
  - ③ 本業務の遅延のおそれがあると認められたとき
  - ④ その他必要と認めるとき
- (4) 請負人は、実施の方法及び工程を変更する必要があるときは、遅滞なく監理員に届け出を行い監理員の承認を受けることとする。

## 2 業務内容

本業務は既出の 1.2 (3) で定義する業務種別のうち、種別①に該当する。本業務の内容は以下のとおり。

### 2.1 背景及び目的

2022 年度までに実施した事業（地層処分施設閉鎖技術確証試験）では、掘削土を模擬した複数の岩種（以下「模擬掘削土」という。）に対して、ベントナイトの混合率、模擬掘削土の最大粒径などをパラメータとした室内試験を実施し、締固め性や透水性などの埋戻し材の設計や仕様設定に資する材料特性データの整備を進めた。また、模擬掘削土の破砕性や最大粒径が埋戻し材の特性に及ぼす影響について整理した。

本事業では、埋戻し材の幅広い材料パラメータに対して、室内試験等により網羅的な埋戻し材の材料特性データベースを整備し、掘削土の力学的及び化学的な性質が埋戻し材の締固め性、透水性及び膨潤特性等に及ぼす影響を整理する。また、使用可能な掘削土の適用範囲を明確化するとともに、掘削土の保管方法など埋戻し材の品質管理方法として考慮すべき項目についても整理する。2023、2024 年度には、クニゲル V1（山形県の月布産ベントナイト）と模擬掘削土の混合土を対象として淡水及び塩水条件における埋戻し材の材料特性データを拡充した。また、掘削土の化学的な性質が埋戻し材の特性に及ぼす影響について、影響要因とそのプロセスを整理した。さらに、影響要因のうち pH とイオン強度をパラメータとした膨潤力試験やバッチ試験により、pH とイオン強度がベントナイトの膨潤力や変質などに及ぼす影響の範囲を把握した。一方、クニゲル V1 以外のベントナイトを使用した場合の埋戻し材の特性データや使用可能なベントナイトの適用範囲に関する検討は十分ではない。

本業務では、今後、候補サイトの地質環境等に応じた埋戻し材の設計仕様を柔軟に設定できるように、これまでに整備を進めてきた埋戻し材の材料特性データベースの整理方法を更新するとともに、クニゲル V1 を含む様々なベントナイトを用いた埋戻し材の材料特性データを拡充する。また、掘削土の化学的性質が埋戻し材の透水性に及ぼす影響を室内試験により確認する。

### 2.2 実施内容

#### 2.2.1 埋戻し材の材料特性データベースの整理方法の更新

クニゲル V1 以外のベントナイトを埋戻し材として用いた場合にも設計要件を満足する仕様を合理的に設定できるように、これまでに整備を進めてきた埋戻し材の材料特性データベースの整理方法を更新する。具体的には、異なる種類のベントナイトや模擬掘削土の材料の特性（例えば、モンモリロナイト含有率、構成物質、工学的性質等）を指標として追加し、各材料の特性に基づいて体系的に分類することで、幅広い材料に対応できるようにする。

#### 2.2.2 埋戻し材の材料特性データの拡充

2.2.1 の整理方法を踏まえ、埋戻し材の材料特性データベースを拡充するための試験計画を策定するとともに、ベントナイトの種類、模擬掘削土の岩種、最大粒径等をパラメータとした室内試験（締固め試験や透水試験等）を実施する。また、必要に応じて、使用材料の基本物性試験及び

試験後の固相・液相分析等を実施する。なお、試験条件等の詳細については、当センターとの協議により決定する。

### 2.2.3 掘削土の化学的影響が埋戻し材の材料特性に及ぼす影響の把握

掘削土の化学的影響（例えば、黄鉄鉱の酸化に伴う掘削土の酸性化等）が埋戻し材の材料特性に及ぼす影響を把握するため、pH やイオン強度等をパラメータとした室内試験（締固め試験や透水試験等）を実施する。また、必要に応じて、使用材料の基本物性試験及び試験後の固相・液相分析等を実施する。なお、試験条件等の詳細については、当センターとの協議により決定する。

### 2.2.4 試験計画書の作成

2.2.2～2.2.3 については、事前に試験条件や測定項目、データの分析や考察方法等を記載した試験計画書を作成し、当センターの承認を得るものとする。試験計画書に記載する内容の詳細及び提出期限については、当センターとの協議により決定する。

### 2.2.5 報告書の作成

本業務の実施内容の結果を取りまとめた報告書を作成する。報告書の本文は簡潔にまとめることとし、詳細な情報については本文とは別の付録とする。報告書及び付録の構成は、当センターとの協議により定める。

### 2.2.6 資料の提出等

当センターより資料の提出、説明等の要請があった場合は、要請する期限を遵守して、その対応を行うものとする。また、本業務の内容に関する当センターからの外部発表等についての協力要請に対して、資料の提出、発表者の派遣等の協力を行うものとする。

### 2.2.7 留意事項

- ・ 本業務に関連する過年度の事業成果等については、必要に応じて契約後に別途当センターから提供する。
- ・ 上記の 2.2.1～2.2.3 に示す業務において、請負人が有する知的財産等を使用する場合は、当センターが非営利目的で実施する将来の調査研究活動に限って、当センター或いは当センターの管理のもとで第三者が当該知財を無償で使用することを認めること。
- ・ 本業務を通じて取得した情報を基にした特許出願を計画する場合は、予め当センターと必要な調整を行うこと。
- ・ 研究開発の実施においては他者が有する知財等との関係に留意し、他者が有する知財等を用いる場合には、上記の原環センターの研究開発業務における無償利用に関する承諾を含めて、予め必要な調整を行うこと。

## 2.3 納入先

東京都中央区明石町6番4号 ニチレイ明石町ビル12階  
公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター  
研究開発部 処分工学技術プロジェクトチーム

## 2.4 監理員

研究開発部 処分工学技術プロジェクトチーム  
チーフプロジェクトマネジャー 川久保 政洋  
プロジェクトマネジャー 阿部 孝行  
プロジェクトリーダー 菊池 広人

## 2.5 担当部署

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター  
研究開発部 処分工学技術プロジェクトチーム

## 2.6 実施期限

契約締結日より、2026年3月6日までとする。

## 2.7 提出文書類

請負人は、当センターに提出文書一覧表に示す文書類を提出することとする。

## 2.8 その他

- (1) 上記以外の本業務の実施に必要な条件は、必要に応じて別途当センターより提示することとする。また、本業務に関連する成果のうち当センターにおいて明らかにされているものについては、関係者と協議の上必要に応じ別途当センターより提示することとする。
- (2) 本業務において入手した図書、資料等に関しては、その内容により当センターと協議の上、その全部又は一部を報告書に添付することとする。

以上

提出文書一覧表

名称	業務種別 (2.参照)			数量	提出期限	備考
	①③	②	④⑤			
1. 業務実施計画書	○	○	○	2	契約後 2 週間以内	
2. 業務従事者の職務経歴	○	○	○	1	契約後 2 週間以内	・様式 1 による
3. 品質マニュアル相当文書、又はそれに代替する文書	○	○	○	1	契約後 2 週間以内	
4. 品質マネジメント実施体制	○	○	○	2	契約後 4 週間以内	・業務実施計画書に含めない場合
5. 研究開発データのトレーサビリティ管理方法	○	不要	不要	2	契約後 4 週間以内	・業務実施計画書に含めない場合
6. (外部発注先用) 研究開発データ管理表※1	○	不要	不要	2	契約後 4 週間以内	・様式 2 による (提出用は A3 判) ・当初版提出以後は、適宜更新し、確定版は業務完了時に提出する
7. 研究不正行為防止実施体制	○	○	不要	2	契約後 4 週間以内	・業務実施計画書に含めない場合
8. 研究費不正防止実施体制	○	○	○	2	契約後 4 週間以内	・業務実施計画書に含めない場合
9. 情報セキュリティ実施体制	○	○	○	2	契約後 4 週間以内	・業務実施計画書に含めない場合
10. 災害時等対応の実施体制	○	○	○	2	契約後 4 週間以内	・業務実施計画書に含めない場合
11. 打合せ議事録	○	○	○	1	打合せ後 7 日以内	・押印後に PDF 化したものをメールで提出することも可
12. ドラフト版報告書 (及び電子データ)	○	○	○	1	2026年1月30日	・A4 判ファイル綴じ (及び CD や DVD など)
13. 最終報告書 (及び電子データ) ※2	○	○	○	1	2026年3月6日	・A4 判ファイル綴じ (及び CD や DVD など)
14. 完了届	○	○	○	1	2026年3月6日	・所定の書式による
15. その他 (必要に応じ)	(○)	(○)	(○)	都度	監理員の指示による	・書式や数量等は監理員の指示による

注 (全ての提出文書に関する共通事項) : 備考欄に指示がない限り、提出文書は原則 A4 判で作成すること。提出した文書 (紙媒体) の電子データを別途提出すること。監理員の承認が必要な文書は (1.及び 4.~11.)、承認後 1 部を返却する。上表の提出書類及び提出時期は当初契約に適用する (変更契約の場合には監理員と提出書類の内容や提出時期等の調整を行うこと)。

※1 : 研究開発データ管理表は、業務で取得した生データ類 (加工されていない測定値、分析値等のデータや実験ノート) から、成果報告書の図表・グラフ作成等に係る最終的なデータまでの、トレーサビリティを確認できる構造とすること。また、解析等で取得するデータについても同じとする。

※2 : 研究開発データ管理表で、当センターに提出することとなっている電磁記録データ (図表・グラフに係る測定値・分析値等のデジタルデータ等) の MS-Excel 等の二次利用可能なファイル形式を含む。各データのファイル名については、報告書の図表名と整合を取ること。なおデータは、オープンデータとして公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含めないこと。

外部発注件名：

受注組織名：

作成日：

業務従事者氏名		生年月（西暦）	
所属部署・役職			
担当実施項目	・		
学歴	・		
職務経歴	・		
放射性廃棄物の処理処分分野における業務経歴	・		

- ・提供された個人情報は、当センターの「個人情報保護方針」に則して適切に管理し、放射性廃棄物の処理処分に係る研究開発業務の実施能力の評価に利用します。
- ・「担当実施項目」の欄には、業務実施計画書（実施内容）に示される実施項目名のうち、担当する項目を記載して下さい（複数の項目を担当する場合はその全てを記載して下さい）。
- ・本資料が 1 ページに収まらない場合は複数ページとなっても構いません。

管理番号 <sup>注1)</sup>	(外部発注 ID)	(外部発注先用) 研究開発データ管理表
---------------------	-----------	---------------------

委託事業報告書名 <sup>注2)</sup>						
区別 <sup>注3)</sup>	新規	修正・追記	確定	再修正	作成日	(西暦年月日)
外部発注成果報告書名				外部発注先		
実施期間		(西暦年月日) ~ (西暦年月日)				

- 注1) 管理番号は原環センターで記入すること。  
 注2) 委託事業報告書名は原環センターで記入すること。  
 注3) 新規、修正・追記、確定、再修正かを選択すること。  
 注4) 再外注先の取得するデータについても記入すること。  
 注5) 図表番号が確定してから記入すること。  
 注6) 委託事業報告書の図表番号が確定してから原環センターで記入すること。  
 注7) 確定していない事項は、「未定」と記入し、確定後に記入すること。  
 注8) データ数が10以上の場合は、行を追加し、また、不要な行は削除すること。  
 注9) データマネジメントプランの該当するデータ名を原環センターで記入すること。

No.	研究開発データのID	研究開発データ名称 <sup>注4)</sup>	研究開発データの説明	外部発注成果報告書の図表番号 <sup>注5)</sup>	委託事業報告書の図表番号 <sup>注6)</sup>	管理者	取得者	取得方法	センターへの提出の有無	保管場所	保管期間	データ量	ファイル形式	その他 <sup>注9)</sup>
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

関連する一連の研究（件名などが変更になっても研究としては継続性がある。すなわち、データを一括して管理する必要がある外部発注成果報告書名を記載してください。）

管理番号	(外注 ID)	委託事業報告書名	令和（平成）XXX 年度
外部発注先		外部発注成果報告書名	
管理番号	(外注 ID)	委託事業報告書名	令和（平成）XXX 年度
外部発注先		外部発注成果報告書名	
管理番号	(外注 ID)	委託事業報告書名	令和（平成）XXX 年度
外部発注先		外部発注成果報告書名	
管理番号	(外注 ID)	委託事業報告書名	令和（平成）XXX 年度
外部発注先		外部発注成果報告書名	
管理番号	(外注 ID)	委託事業報告書名	令和（平成）XXX 年度
外部発注先		外部発注成果報告書名	
管理番号	(外注 ID)	委託事業報告書名	令和（平成）XXX 年度
外部発注先		外部発注成果報告書名	